

食べ残し持ち帰りに係る法的取扱いに関するガイドライン検討会開催要領

令和 6 年 10 月 4 日

消費者庁消費者教育推進課

1. 開催趣旨

SDGs において食品ロス削減に関する国際目標が設定されたことを踏まえ、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和 2 年 3 月閣議決定）において、2030 年度までに 2000 年度比で食品ロス量を半減させるという目標が設定されたところ、当該目標達成を加速させるため、昨年末に、関係省庁において「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」を取りまとめ。その中で、外食時の食べ残し持ち帰りの推進を図る上で、食事の持ち帰りの活動に伴って生ずる法的責任について、消費者の自己責任を前提としつつ、民事上のトラブルを回避するために留意すべき事項を含め、国がガイドラインを作成し、周知することとされた。

このようなガイドライン策定のためには、持ち帰りに伴う民事責任の在り方をどのように整理すべきかなどについて、法律の専門家や飲食店等の様々な意見を聴き、実情を踏まえた多角的な議論をすることが必要である。

かかる議論の場として、食べ残し持ち帰り促進ガイドライン策定に向けて幅広く検討するため「食べ残し持ち帰りに係る法的取扱いに関する検討会」を開催する。

2. 主なテーマ

- (1) 食べ残し持ち帰りに係る法的取扱いの整理
- (2) 食べ残し持ち帰り促進ガイドライン案についての検討

3. 運営

検討会は、自由闊達な意見交換を確保するため、原則として非公開とする。ただし、議事要旨及び研究会での配布資料は、原則として、検討会終了後に消費者庁ホームページで公開する。

4. 事務局

検討会の庶務は、関係課室の協力を得て、消費者庁消費者教育推進課が処理する。

5. 構成員

別紙のとおりとする。

(別紙)

構成員

石崎 冬貴	法律事務所フードロイヤーズ 弁護士
伊藤 崇	東京国際パートナーズ法律事務所 弁護士
上原 健一郎	ロイヤルホールディングス株式会社 執行役員 リスクマネジメント統括室長
荻野 奈緒	同志社大学法学部法学研究科 教授
金澤 貞幸	公益社団法人 全国都市清掃会議 専務理事
郷野 智砂子	一般社団法人全国消費者団体連絡会 事務局長
小林 富雄	日本女子大学家政学部家政経済学科 教授
小林 由人	一般社団法人 日本ホテル協会 事務局長
須藤 希祥	長島・大野・常松法律事務所 弁護士
中上 富之	株式会社セブン&アイ・フードシステムズ サステナビリティ推進総括マネージャー /環境カウンセラー
中原 太郎	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
肥田木 康正	一般社団法人フードサービス協会 副会長
保坂 理枝	シティユーワ法律事務所 弁護士
松田 秀明	日本ホテル株式会社 ホテルメトロポリタンエドモント 取締役 総支配人
水野 一正	公益社団法人 日本食品衛生協会 理事

(五十音順、敬称略)

(オブザーバー)

法務省
厚生労働省

環境省
農林水産省